

近世後期筑後農村における豪農の生活慣行と家訓河 北家「家伝相続記」をめぐって

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4474747>

出版情報：経済學研究. 42 (1/6), pp.79-95, 1977-05-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

近世後期筑後農村における豪農の生活慣行と家訓

—河北家「家伝相統記」をめぐる—

秀 村 選 三

1 は し が き

さきに筑後国生葉郡山北村（現在の福岡県浮羽郡浮羽町山北）の豪農河北家について、享保6年（1721）正月「年中嘉例帳」を紹介して、近世中期における豪農の村落生活の一断面をうかがったことがあるが¹⁾、小稿では同家について幕末期の「家伝相統記」を紹介して、豪農の生活慣行と家訓について若干考察したいとおもう。というのは、中世末大友氏の被官たる土豪で近世初頭に山北村に定住、帰農したと伝えられる河北家が近世初期より大百姓として、また長百姓、横目、或は田代組（同郡吉井町田代家を大庄屋とする）の「惣代」として山北村の楠森名に広大な屋敷をかまえ、多数の分家を分出して、多少の盛衰はあったとしても、現在まで村内に有力な地位を占めて存続し得た基盤を知るためには、その経済史的な分析とともに、同家のもつ生活全般にわたる考察が必要と思われるからである。私自身山北村と河北家については長年関心を持ち調査を続け史料も見ているが、その研究は、ことにそれをまとめることは必ずしも容易ではない。というのは河北本家自体の史料は少なく（もっとも少数であるが良質の史料は残存している）、主たる史料は山北村の庄屋吉瀬家から河北家の一分家（孫分家、ミナミ）への引継文書であり、それは引継当時の故河北幾次氏の言によ

れば、引継がれたものは半分以下で同量以上のものが他へ散逸したとのことであり、史料の残存の仕方にも相当のむらがあるからである。もっとも近世の村方文書は大なり小なり、そうした残存状況が普通であるから、その中から村落や家のあり方を探らねばならないが、その場合、山北村が藩政村としては、きわめて規模の大きい村で地域も広く、ことに本村のほかに数ヶ名があり（或はそれらも加えて本村13ヶ名ともされる）、別に筑後川沿いの「三ヶ名」といわれる地域も含んでいて、現地にもとづいた調査や研究は相当複雑多岐にわたらねばならない。筆者はそのため長年困惑した挙句、全面的考察は今もなおよく成し得ないでいる。今後は史料紹介に近い形で一角ずつ解明してゆく方法をとってみたいと思っている。

2 山北村楠森名の河北家

山北村は久留米藩領筑後国生葉郡^{いくは}の東端に位置する村で、南に耳納の山脈をおい、前面北には平野がゆるいスロープをなして筑後川に至っている。東隣りは日田公料（幕領）である。吉井町に居住の田代家を大庄屋とする組の一ヶ村であるが、藩政村としてはその地域はすこぶる広い。おおまかに云って、本村数ヶ名と国本名・干熊名・中園名（これらの名も本村に加えることもあり、名の数え方も時代により異なる）、それに

筑後川沿いに新しく開かれていったと思われる「三ヶ名」——保木名・畑中名・荒瀬名があり、本村には千代丸名を中心に吉瀬家(庄屋)、楠森名を中心に河北家、宮園名に熊懐家(賀茂宮の社家)が多くに分家を出しており、このほか高倉・久保田・出利葉・田尻の各家が旧家であるが、分家はさほど分出していない。国本名・千熊名には白石家・佐々木家、中園名には江藤家(三ヶ名まで拡がる)があり、三ヶ名には大 山家・末次家・滝内家が有力で広く展開している。いずれも近世初期以来の百姓である。

明暦3年(1657)正月には百姓22人(内、散司1,大宮司1,かち²⁾2)³⁾,寛文11年(1671)10月には百姓20人(内庄屋1)⁴⁾,元禄3年(1690)正月百姓21ほかに寺2⁵⁾,元禄8年(1695)10月には百姓29人(庄屋1,本村15,保木名2,畠中名4,荒瀬名4,不明3)⁶⁾であり、享保5年(1720)6月には庄屋1,横目2,散夫1,百姓46~49,社人1,寺1〔このほか庄屋・横目・上層の百姓に属した名子の家83)⁷⁾で漸次百姓数は増加しており、百姓の家の分家分出と名子の上昇によって、近世後期には庄屋吉瀬家が多数の名子に従属せしめたほかは、旧来の有力な百姓の家には一,二の名子に従属せしめたにすぎず、一般的には多数の小前百姓が簇出するに至っていた。しかし賀茂宮の宮座(神課)の構成にも示される如く(別に考察の予定),村内の各名には,その中核となる有力な百姓=長百姓が厳然として存続していたのである。

かかる山北村の長百姓の中でも庄屋について最も有力な百姓が楠森名の河北家であった。河北家については『筑後将士軍談⁸⁾』、『久留米藩旧家由緒書⁹⁾』にも見えており,中世以来の伝承をもち,豊後大友家の被官が近世初頭帰農したと伝える家であり,近世中期に高家大友家に

より「先祖代々奉公筋目」を認められている¹⁰⁾。——此の時期,この地方の「旧家」ではかかる動きが強かった。

近世初期以降は村方の史料によっても河北家の存在はきわめて明確であり,同家の系譜と村方史料とは細部にいたるまで一致している。

さきに享保期河北藤兵衛の時代の「年中嘉例帳」について紹介し,その時期の河北家の日常生活の一端をうかがったが,藤兵衛は吉井大庄屋田代又左衛門組の惣代を勤め,次に与左衛門(享保8年1723~文化5年1808),太郎右衛門(寛延元年1748~文政2年1819)の代になるが,このころ河北家は家運が傾き「系譜」には「家産空乏候」,「家伝相続記」には「折々不幸相つつき借財等廣大ニ有,家屋舗共ニ金敷ニ相成居外程之成行」と録されている。太郎右衛門の次代惣三郎は安永3年(1774)3月10日の出生,家運の挽回につとめ,「朝夕相継勤勉之功,遂至精余米^{百石}五拾俵」(『家伝相続記』),天保4年(1833)には金子拾両を藩に献納して褒美として古米2俵を下し置かれた。天保10年(1839)7月16日逝去。この間,藤兵衛の第2人により楠森名内と高桶名に分家を,太郎右衛門弟2人により楠森名と吉広名に分家をそれぞれ分出しており,また惣三郎の長男は有馬家の家臣甲木家の養子となっていて,河北家の同族,親類は確固として存続していた。惣三郎の次代八兵衛(八左衛門)は天保元年(1830)山北村の横目となり,同年12月相続,時に田畑3丁5反5畝,山林若干を所持していた。天保4年(1833)10月には献納金50両を即納して帯刀を許され,嘉永5年(1852)12月には印銭下改役を勤め,その後も掛油売支配ならびに油下裁判を勤めた。文久2年(1862)に久留米藩領で田畑5町以上の者を調査した時には河北家本家は26町余所持していた。慶応4

年(1868)7月21日に逝去¹³⁾。その後惣三郎(俊藏)、俊義を経て当主俊弼にいたっている。

以下幕末期の当主八兵衛の録せる「家伝相続記」(河北俊弼家文書)をうかがうこととする。

3 『家伝相続記』

「家伝相続記」は河北家本家に所蔵されるもので、その奥書に「干時天保十四癸卯年四月吉祥日書之、河北八兵衛永孝^⑩、当四拾歳」とあり、父惣三郎の死去〔天保10年(1839)7月16日〕後4年目に書いたもので、家運を父惣三郎が再び興して、現在安楽に生活し得ることを感謝し、家の生活慣行を子孫に書き残したもので、全文を挙ぐれば次の通りである。

「子孫之外一覽無用、猥ニ他見有間敷もの也。

家伝相続記 全

家伝相続記

神佛之加護を申ニ及す、古しへより今ニ至り候て先祖之御恩澤を受續、家業取續今ニ安楽ニ暮しぬ。拙者杯も拾歳にして母親ニ別れ、生長して子供多くうしない、三拾六歳ニして父ニ離れ、夫婦之辛痛大方ならず、秀吉公之御詞ニも、苦勞を悉く楽の種子とおもへと被仰置事をおもひ出し、苦勞は学をまなふとおもふへし。聊も自子之力ニ及す、況や拙者も廿五歳ノ親之旧跡を受續、親死去後之自由を致し自促勝手ニ暮セしか、おのれを相考し、親存命之内ニ聊孝心之心なくして死後ニ至り漸く親乃高恩を案し後悔なす共誠ニ恥しき事にあらずや。親惣三郎壯年之砌より折々不幸相つゝき借財等廣太ニ有、家屋舗共ニ金敷ニ相成程之成行を、法外之被致働ヲ、借財亦も不殘皆済被致由、其上家宅を造作し土藏を造営、其上田畑金銀迄拙者ノ被引渡ノニ付、漸くと安楽に暮しぬ。子々孫々至る迄必々先祖之高恩を片時も忘脚致ス間し

く、若心得違之もの出来ハモ蒙天罰事疑ひ有へからず。生時ニ至り後悔すとも前断ニ申通かへる事なし。自身をかへり見て子孫乃愁なからん事なし。親先祖ノおしへよりの仕来り左ニ書殘しぬ。

年中嘉例

- 一. 正月元日朝とく起て身を清、袴を着し、神佛ニ禮拜致し座に附、手掛ケ
盃 親子夫婦 焼餅
別家之もの本家ニ参り盃相濟、家内・別家共同道ニ参加茂宮ニ参詣。但御初穂五拾銅^(山)
三王宮右同御初穂三拾銅。大宮司ニ立寄、先祖之墓所ニ参り目出度帰宅。

一. 雑煮 献立例之通

後刻禮頭類家中不殘井庄屋・百姓中立寄茶。外ニ門礼

一. 晩家内名子共ニ節會

大根之汁 いわし鱈 平 間引類か野菜見合
酒 但数の子肴

一. 二日朝繩なひ初井白起伐^(ママ) 鋤入 鋤初メ

一. 七日 七くさの汁

一. 十日晩、十一日之御日待。尤父子貳人充大宮司へ罷出御燈明錢六拾銅。御神酒壺升、別家之者老人充。先祖永貞ノ白銀七拾目被致附寄ノ扣有之由。

一. 十一日朝大宮司熊懷氏父子此方ノ節會
座付焼餅三ツ充

献立

台肴 壺種 但三種か五種とり 井 数ノ子 酢の物
酒

膳

一汁 一菜 平 肴 焼豆腐 野菜見合

一. 十四日ほたれ菜

一. 十五日小豆粥 干大根・煮染かつな入

- 一. 十六日と大切成命日ニ付、寺々墓所へ参るべからず。
- 一. 十九日先祖霊祭礼有之品物持参ニ不及、外々米五合と錢廿文也。
- 一. 廿日垣結 昼段子汁
- 一. 廿八日井戸馬家之被ひ、尤一ノ瀬相拓打蒔米壺升各数ノ子肴ニ酒壺勺差出ゆるも可然
- 一. 三月節句ひし餅、ぬたあへ朝桃酒之事
- 一. 四月初酉ノ日葵祭り、下女下男共ニ半日休
- 一. 五月五日麥赤飯
- 一. 田植 献立 布の葉、竹ノ子、田作り之平ふき汁 酒少し
- 一. 同休麥赤飯田植ニ参候もの斗休酒、尤竹の子婦き類煮染ニ吉 但、斗代下村之義ニ付、節句休共ニ二日也 余村同然と決る難相成
- 一. 六月土用ニ相成候ハ、書物類并小書附類無洩落土用干可致、且麥類是又同然之事。
- 一. 味噌醬油是も無手拔仕込可申。
- 一. 御祓蠟燭三丁小麦宮へ持参之事。
- 一. 七月七日宮参詣之事
同十日施餓鬼之節、齊米壺升野菜相添可差出
同十三日佛前へ小麦まん頭
同十四日朝豆汁 赤飯 煮染 南瓜茄子類
同十五日朝付揚 晚豆腐 昼々二日共ニ素麴
同十六日永邸命日ニ相成候間、寺々墓所へ参るべし。
- 一. 八月朔日 麥赤飯
- 一. 九月九日餅并廿九日同断
- 一. 十一月初酉ノ日、祭禮之節、三座共ニ父子式人出、尤宮座之節御初穂銀五分。尤袴着すべし。当本へ罷出候節と供召連可申事。
- 一. 三王宮宮座共ニ参人。尤御初穂三拾銅供同断。
- 一. 十二月十三日煤拂ひ 昼段子汁。尤荒子ノ海老作之事。晩下女下男出替りニ付鯛鱈 鯨汁
- 一. 十八日下男下女参りニ付、献立右同断。尤年とり餅世話致ゆるもの相招可申事。
- 一. 大晦日鯛鱈鯨汁 今晚大酒無用たるべし。差引之妨相成可申。
右嘉例終り
- 一. 朝起第一之事。下男下女ノ早く起、四恩をほつすべし。尤急成用事仕業を前晩へ申付可置事。
- 一. 家業を専ら勤、家内を憐ミ子を能育、下男下女をあわれみ世話致し教へを施すへし。
- 一. 田畑種蒔根付と野菜類ニ至り、油断致し時候取はつすへからず。
- 一. 作所之義自身不罷出候共、折々打廻り致すへし。但薪伐之砌是又可罷出事。
- 一. 商賣替致間舖、且色々望、或者大力無用たるべし。百姓家ニて大小帯しゆるものハ其家絶断之基ひと知るべし。可慎事。
附り、身代相応ニ就かへ脇差丈ケを苦しかるましき歎。
- 一. 心得違致し勝手持被宜ものハ嫡子たりとも押込、末子に家督可申付、若末子にも無之候と成丈血筋之ものを養子可致事。
- 一. 別家いたし候砌と、本家之痛ニ不相成候様取斗ふへし。弟と親兄之斗ひニ洩申間敷、屹度相慎ミ可有罷事。
- 一. 物好いたし、様々之遊道具、或は諸勝負遊藝并殺生好無用たるへし。
附り、酒肴美喰色欲過スへからず。たん命之根本也。
- 一. 馬替時々致間敷、且高直成大損の元なり。
- 一. 銀米貸方之儀其人々之氣を見る事專一也。
兎角証文多為致下影ニ貸渡可申、地方譲渡ニ相成り候ハ、成丈下作之弁利ヲ考へ可申、無

左も凶作之砌大ニ迷惑ニ可相成。

一、年中暮し方粮米銀金出入帳拵へ年中之諸雜費大晦日ニ勘定相立、過不足見るへし。若少しニも不手操之様相成候ハ、直ニ仕方立替申べし。是肝要之事ニハ。

一、儉約第一ニ相守るべし。併吝嗇と混雜致ぬ様始終もの毎を内端々々にして費ケ間敷儀無之様有之度。

一、他人の着合友達と交り厚く譏りを受ぬ様時々見斗ふへし。且又勝手方不如意ニならハ自然と身も落るもの也。能く心得べし。

一、家傳相續之秘書并書物小書之類ニ至る迄猥ニ他人に為見申間敷、勿論大切ニして年々虫干怠るへからず。

一、家宅并衣類諸道具ニ至り決る奢りケ間敷義無之様相慎ミ先祖之質素を忘御致間敷事。

一、成丈先祖を大切ニ可致、命日忌日にわするべからず。孝心貞実慈悲施し我身乃祈禱成るべし

一、女と夫乃教くんを守るへく、女働き宜からず家費の基ひなり。併世帯と女ニ任スべく金銀取拵無用之事。

一、小兒を能そたつるへし。手習算用十五六迄ニ大体仕込べし。学問無用。只今入用丈ニ宜し。拙者杯八十歳之春手習ニ行、拾貳歳之七月迄漸く貳年半手習致し、其後耕作一へんニ振り掛り馬も使、里山かけて相働ハニ付、手跡も見苦しけれとも随分ニ是一一代済し申ハ。勿論人々廿歳迄ニ一鉢之事何品ニよらず吞込申べし。老て忘れ安し。

一、小兒美喰酒肴無用、そたちがたし。

一、毎月朔日・十五日朝得起て社參怠るべからず。

附り、親先祖之忌日清水寺ノ墓所右同断之事

一、祭禮又と村中立會之刻下座ニ附間敷、庄屋

之次ニ居スへし。是当家之古格也。庄屋と村之長、社人と神の使を致ス人ハ得て上座ニ直すへし。

一、他人の非を見て我身の恥をぞ知るへし。人の悪きを猥ニ語るへからず。女ハ大事をあかずへからず。

一、春秋作間之時分家屋舗或と田畑溝畔くる無油断普請可致事。

一、客来有之ハ節と無人たり共社人と台所を離る莫なかれ。

一、御法を相守御上納向速ニ可致皆済ハ。且又公儀役人或と殿様御出駕之砌、役附ニ被召出ハハ、自分了簡ニ聊之事たり共決る取斗ひ申間敷、諸事出役人ハ伺ひ可申事。

一、商ハ支無用。出産之雜穀糶辛子様之もの買込杯決る致間しく、手作之品賣渡ハも格別高直待へからず。返る大損之元なり。

一、諸職人相雇ハ節、小板切割立中、縄切見集相直置べし。何そ之時大ニ用ニ相立申へし。尚屋根葺参り居候節、縄之類猥に伐不申ハ様是又吃度申付置べき事。

一、屋舗之竹木猥に伐取間敷、且枝葉ニ至ル迄決る伐間敷、屋敷荒へ勝手方不如意ニ成之初メ也。兎角茂れるニ吉。慎む遍し。

一、仮初ニもあしき友と交るべからず。人と善悪之友によるべし。

右之條々常ニ心懸、天道之御恵ミを忘脚せず。

神社佛格を大切ニし、儉約質素を相守り、御国恩之莫大成事を不忘、貧なるものニ施シヨ當へ、人ハ無理せず、正路ニして往時と天道之恵ミヲ受、親先祖之旧格も立、運命長久福德弥増子孫繁栄なること疑ひ有べからずと云々。

干時天保十四癸卯四月吉祥日書之

河北八兵衛大蔵永孝

当四拾^(黒抜)歳

4 生活慣行と家訓

上に掲げた年中の嘉例は、いわば毎年のハレの日の様子をうかがうことが出来るが、享保6年(1721)の「年中嘉例帳」と比較すると、若干の異同がある。概して「家伝相続記」の方が、行事については詳しい。たとえば嘉例帳には無くて家伝相続記には見えるものとして、七草・御日待・先祖祭・初酉・宮座等がある。しかしハレの日の食事の献立については「年中嘉例帳」の方が一段と詳しい。もっとも全体として、農家生活の基調は変わっていないので、両者を組み合わせて考察するならば近世中後期の豪農の生活の一端をうかがうことができよう。若干の点について考察してみたいと思う。

(1) 別家=分家および同族

分家〔史料には分家の意味で「別家」と云っている〕については「年中嘉例帳」には分家に關する記事は全く見えないが「家伝相続記」には見えている。思うに享保期には吉丸、高桶(吉丸の分家)を出していたにすぎないので¹²⁾、分家について録るすところは少なかったであろう。しかし幕末期になると、河北一族として10数家の分家を分出しており、また分家の際には本家の痛みにならぬようにという家訓も録されるに至る。正月元日に別家の者は本家に来ており、また正月10日夜～11日の御日待は、すでに正徳元年(1711)から行なわれていた行事であるが¹³⁾、家伝相続記においては「別家老人充」に参加すると録されている。正月19日の先祖祭についても、「年中嘉例帳」には全く見えず、元文6年(1741)に至って、「玉照信士(河北基助)命日六月十九日准し、毎年正月十九日を式日と極……先祖之靈を祭り……」と先祖祭がはじめられている¹⁴⁾。したがって「家伝相続記」には正月19日条に「先祖靈祭礼有之」と見え、7月

16日にも「永邸命日ニ相成ゆ間、寺か墓所へ参るべし」と録されている。こうしたことは同族の意識や、その結合の象徴とも云うべき先祖祭が案外時代的にはそう古いものではなく近世中後期に至って同族の分出、発展に伴ない、同族の意識が強調され、先祖祭も創始されたのではないかと思われる。このことは、それ以前に先祖祭・同族意識がなかったというのではなく、ヨリ素朴な、ごく日常的なもので、とりわけて年中行事の記録に明記されるほどのものではなかったのではないかと推定されるのである。これはあくまで試論であるが、同様な推測をさせられるのは大隅国肝属郡高山郷の上層郷士伊東家について次のような記録がある。

「氏神祭之事

吾家久氏神之祭享を廢す。氏神は先祖代々之神靈也。地神は一家之社稷也。其祭怠るへからず。因て文化八年辛未之春、氏神之廟并地神之祠を再興して、同年十一月冬至之日、正祝守屋弾正を頼て祭、毎年冬至を以式日に定置ゆ。」¹⁵⁾

右は「再興」の形式をとっているが、おそらく新しい形で創始されたものであろう。伊東家はこれまで分家を分出しておらず、文化5年(1808)5月に「別立成」の願を地頭所に出し6月に別立成御免になっているが(実際に分家の自立には、さらに年月を要している)、この時期に先祖祭が「再興」されたことに深い意味を認めるものである。筆者としては、此の2例のみを以て早急な結論を出す気持は毛頭ないが、かかる視角から史料を検討してみることも試論として許されるのではないかと思う。

(2) 名子

享保期には河北家には、名子が4家族男9人、女9人計18人が属しており¹⁶⁾、「年中嘉例帳」にも、元旦の雑煮・晩の節、正月11日のつ

近世後期筑後農村における豪農の生活慣行と家訓

ない、正月20日の屋敷垣結、毎月および、苗代作り、苗取、田植、小麦蒔における「やとい」＝夫役が録されているが、その後名子は減少していたらしく、「生葉郡山北村宗門御内御改人別帳」により享保5年(1720)～文政8年(1825)における河北家本家の名子を表示すれば第1表の

通りである。安永6年以降は、それ以前の河北家の名子に比べて名子に女性がいなくて、いびつな家族であることが奇異に感ぜられるが、村内の他の家の名子には女性も含まれているので、単なる偶然か或は記載法に問題があるのかも知れない。それは今後の問題として、ともか

第1表 河北家の名子

年代	河北家当主	名子
享保5 (1720)	八兵衛	名子 九郎兵衛 九郎兵衛男子 同 うば59/ 九郎兵衛67 女房61 吉左衛門31 女房28 同男子 権七8 平吉3/ 名子 五右衛門 五右衛門男子 同女子 つや1 同母78/ 名子 五右衛門59 女房47 喜右衛門27 同女子 いち1 同めい 惣右衛門37 惣右衛門 同男子 同 さん14/ 女房29 又市12 小市7
享保14 (1729)	五郎右衛門 (藤兵衛)	名子 九郎兵衛男子 加左衛門 うば68/ 九郎兵衛76 加左衛門46 女房37 加左衛門養男子 同女子 九郎兵衛男子 吉左衛門 同男子 弥八18 さん4 吉左衛門40 女房37 権七17 同 平吉12 同長吉7/ 名子 五左衛門 同女子 名子 宗右衛門46 女房38 宗右衛門男子 同 又市21 小市16 同女子10/ 名子 伝助 同女子 伝助57 女房45 なん21/
延享5 (1748)	与左衛門	名子 加左衛門男子 / 名子 加左衛門65 女房56 九十 新三郎47 女房36 女子 新三郎女子 同甥 九十 九十妹 いち10 いち10 九十22 母42 きわ8
宝暦3 (1753)	"	名子 加左衛門男子 加平男子 加左衛門70 女房61 加平42 庄蔵1
明和4 (1767)	"	名子 加左衛門養男子 / (名子)九十 同妹 加左衛門84 女房75 加平57/ 母61 きわ27
安永6 (1777)	"	名子 九右衛門甥 / 名子 九右衛門48 庄吉27/ 九十50
天明6 (1786)	"	名子 九右衛門男子 九右衛門甥 / 名子鉢開 九右衛門57 九六郎3 庄吉36/ 了心59(=九十)
寛政7 (1795)	太郎右衛門	名子 九右衛門男子 " 九右衛門66 九平17 音平14
文化元 (1804)	惣三郎	名子 九右衛門男子 " 九右衛門75 九平26 音平23
文化9 (1812)	太郎右衛門	名子 九平弟 音平男子 九平34 音平31 清六2
文政8 (1825)	惣三郎	名子 音平男子 音平44 清六15

註. 人名の右の数字は年齢を示す。/は一家族(宗門人別帳記載上の)の区分を示す。

く名子数が享保期に比べて著しく減少していたことは明らかであり、「家伝相続記」にも僅かに元日の晩のみに「家内名子共ニ節会」と録されるにすぎない。近世中期から後期には河北家の名子は漸減して労働組織や家内の生活において名子の比重はきわめて軽くなっていたと見るべきであろう。河北家以外の山北村の百姓各家についても同様なことが云えるが、ただ庄屋の吉瀬家においては文政8年(1825)でも名子は20戸男41人、女30人に及んでおり¹⁷⁾、——このうち男子独身者のみの戸は6戸、内5戸は老齡の名子で、実際の生活形態については、別に考える必要があるが——享保期の吉瀬家の名子30戸男81人、女60人に比較すると、たしかに減少しているとしても、なお相当の人数であった。これらの名子がいかなる意味をもったかは、なお今後研究すべきことであろう。

河北家の場合「家伝相続記」には正月20日について「垣結」とのみ録されているが、「年中嘉例帳」には「正月廿日、名子・荒子共ニ屋敷惣躰かきゆる、朝飯後より名子のぎははなわ一方づ」とあり、此の垣結は最近まで出入の人々によってなされていたものである。各地の事例でも垣結・垣普請への加勢＝夫役は主従関係＝親方・子方関係における保護と従属を相互に承認する象徴的行事として意味をもっていたから、「家伝相続記」には記載はないにしても、幕末期河北家の名子は垣結におそらく参加していたと思われる。

(3) 荒子および下男・下女

荒子については享保6年(1721)の「年中嘉例帳」には正月2日鋤・馬鋤の引尾のない初め、正月11日の網ない(名子と共に)、正月20日の垣結い(名子と共に)、12月13日の出替りと見えるのに対して、幕末期の「家伝相続記」では12月

13日煤払い後の海老作り¹⁸⁾の記事が見えるにすぎない。下男下女については「家伝相続記」では4月初酉の葵祭の日に「下女下男共ニ半日休」、12月18日の入家が録され、ことに12月13日海老作りをする荒子と区別して下女下男の出替りが録されている。これからすると荒子と下男下女は幾分性格を異にするものかとも思われる。

享保5年(1720)では河北家には4人の荒子が居り、1人は河北家の名子の子(37才)で2人は河北家の分家(西屋敷)の名子の子(39才、47才)、であり¹⁹⁾、1人は不明であるが、おおむね名子層から奉公に入るものであった。したがって「山北村之荒子ハ後田と申田ヲまつぼりニ作申候²⁰⁾」という努力を積み重ね、荒子は「まつぼり」を名子地とする名子へとなつたのではないだろうか。したがって名子の子弟→荒子→名子というサイクルが一応考えられよう。もっとも仔細に見ると近世中後期の荒子——本来的には名子の子弟——は必ずしも自らの名子主のもとに奉公したとは限らず広汎に村内外の百姓＝名子主のもとに奉公していた。近世前期でも「一年切のあらしこ」という表現を屢々見出すのである²¹⁾。年中嘉例帳でも12月13日が荒子の出替り日であった。したがって下男・下女＝年季奉公人と荒子は実質的には余り変らないとも言える。ただ両者は混融して使用されながらも、荒子には幾分か身分的従属性が濃くとらえられていたように思われる。

宗門人別改帳によると、山北村では近世中・後期には荒子は漸減・消滅している。表示すれば第2表の通りで、おそくとも寛政7年(1795)には全く消滅していた。したがって幕末期の「家伝相続記」に録された荒子による海老作りは実際は下男によってなされたものであろう。しかし海老が稲作の予祝的なものであるため、本

第2表 荒子数の変遷

年 代	山北村		このうち			
	荒子	下女	吉瀬家 (庄屋)		河北家	
			荒子	下女	荒子	下女
享保5 (1720)	36	3	9	2	4	0
享保14 (1729)	27	2	7	1	2	0
享保15 (1730)	—	—	—	—	2	1
延享5 (1748)	13	1	1	1	1	0
宝暦3 (1753)	23	1	3	1	2	0
明和4 (1767)	9	1	2	1	1	0
安永6 (1777)	3	0	1	0	0	0
天明6 (1786)	1	0	1	0	0	0
寛政7 (1795)	0	0	0	0	0	0
文化元 (1804)	0	0	0	0	0	0

来的には「家²²⁾」内部の者であった荒子により作られるものとして書きとめられたのであろう。

「下男・下女」は「家伝相続記」によると12月18日に奉公に入り、翌年12月13日に出替りするもので、18日には下男下女の世話をした者(周旋人、場合によっては請人ともなったであろう)をも招いていることから見ても、いわば「家」外部から入る奉公人で、名子層のみでなく、ヨリ広く百姓(小前百姓)層から放出されるものであったと思われる。しかも宗門人別改帳には、荒子のみ記載され²³⁾、下男・下女については記載されないのは、たんに記載方式が異なったというだけでなく、身分的従属性においても或程度の変化があったのであろう。——年季奉公人は後年まで居たことは明らかであるのに、宗門人別改帳には書き上げられていない。

(4) 生活慣行

享保期の年中行事と幕末期のそれとを比較して、本質的には差異はないが、なお若干の異同がある。もちろん、記載上の差は直ちに行事の差とは云えず、実際には同様の行事をしているも記載上では脱落したり、異なる表現をとることもあるが、幾分かは時代の変化と思われるも

のもないではない。

まず「年中嘉例帳」では正月に吉日を選び鋤初め、田の鋤入れをしているのに対して幕末期には縄ない(享保期でも2日に綱ない。同じであろう)と共に鋤入、鋤初メをしている。吉日から2日へと固定していったのかも知れない。

次に10日の夜から11日の御日待は正徳2年(1712)にはじめられたものであるにもかかわらず「年中嘉例帳」には見えず、「家伝相続記」にのみ記載されており、正月19日の先祖霊祭礼(先祖祭)は前述の如く元文6年(1741)に始められたので「家伝相続記」にのみ見えている。

同じく正月28日の井戸・厩のお祝も「家伝相続記」にのみ見えており、朝田村一ノ瀬から修験者を招いているのも注目される。4月の初酉の葵祭、11月の宮座はおそらく古来からのものであろうが、「年中嘉例帳」には記載はない。7月の施餓鬼は両者にあるが盆は「家伝相続記」に献立が録されるのみである。12月13日は両者いずれも煤払いをしており、正月の事始めの日であるが、「家伝相続記」の方では海老作りを記載しており、海老作りが古くからの行事であったのか、近世中後期に始まったものか、今後なお他に事例を求めると必要があろう。

注目されるのはハレの日の献立は両者ともに飯・餅・団子・野菜・豆腐を主体としながら、ほかに「年中嘉例帳」では鯛・するめが見出されるにすぎないが、「家伝相続記」では鯛のほかには数の子・肴・田作り・鯨等が記載されていることで、享保と幕末期の間の顕著な変化と思われる。筑後川の水路を利用し農村内部への交易が開けてきたからであろう。この時期に鯨が九州各地の農村において食用に供せられ、屢々ハレの日の献立に見えるのも近世中期以降の西海捕鯨業の発展によるものと思われる。

(5) 家訓

「家伝相続記」には年中行事(嘉例)のほかに家訓が29条録されている。いずれも卑近な処世訓であるが、田畑の種蒔、植付、野菜類と共に土地の見廻り薪伐りと共に銀米貸方、土地の譲渡と下作について録しているのが注目される。近世後期の豪農の一側面を示しているであろう。また商売替を禁じ、「商ひ事無用」としてゐるけれども、手作のものを販売していたことも窺われる。さらに自家の家格を重んじ、祭礼や村中立会の際、庄屋の次に座することが当家の古格であるとしているのが注目される。したがって先祖を重んじ親・先祖の忌日には菩提寺清水寺(禪宗)、墓所(浮羽山麓)に詣でることを説き、家業を重んじ、家督に嫡子が不適の場合には末子たりとも家督とし、さらに血縁者より養子を以てすることさえ説いており、また、前述の如く分家分出に際しては本家の痛みにならぬようにも戒めている。しかも百姓身分に甘んじ、大小を帯びることを戒め、身代が栄えれば脇差だけは苦しからずとし、また下男下女より早く起き、また急なる用事は前夜より申付けするように説いており、彼等を憐み世話し、教えを施す親方であることが求められているのである。これらは我が国の「家」において家格・家業の維持・存続には常に説かれるところであり、河北家においても家の嘉例=年中行事と共に家訓として、その重厚・堅実な伝統を継承してきたのである。

5 あとがき

以上、享保期の「年中嘉例帳」に引き続き幕末期の「家伝相続記」を紹介、考察し、近世筑後農村の豪農の生活の一面を窺った。生活慣行や家訓は他の史料では全く窺い得ない面を知る

ことができるが、他面では幾分とも固定的、形式的になりやすく、当時の現実の生活の動きとは微妙なズレを生じることも考慮しておかねばならない。この点では各年月の現実の動向を示す史料によって豪農の生活を展望することを試みなければならない。今後も村に残る多数の史料の中から山北村や河北家の歴史を探りながら、日本の村落や豪農のもつ多面的性格を事実にして考察したいと願っている。

なお前稿・本稿および今後の研究上、参考として河北家の系図(山北村に定住・帰農後)を末尾に掲載しておく。本系図は他の古文書(とくに河北昌輔家文書——庄屋吉瀬家よりの引継文書)と照応して、その信頼度はきわめて高いことを確認している。

- 1) 秀村「徳川期における農家の年中行事記録」(岡田謙・喜多野清一編『家』所収)。
- 2) 鍛冶と思われるが、或は徒士かも知れない。近世前期の筑後農村の構造がよく解明されていないので、原文のままにしておく。
- 3) 明暦2年「生葉郡山北村草臥百生続百生帳」(河北昌輔家文書)。
- 4) 寛文11年「山北村百姓草臥申=付御訴訟申上書付御帳」(同上)。
- 5) 元禄3年「生葉郡山北村田畠敵高御土免御物成斗代并上納物寺社其外品々帳」(同上)。
- 6) 元禄8年「生葉郡岩光村山北村草臥百姓持高并借銀書上ケ申御帳」(同上)。
- 7) 享保5年6月「生葉郡山北村宗門御改人別帳」(同上)。
- 8) 『校訂筑後国史 筑後将士軍談』中巻200—203頁。
- 9) 古賀幸雄他校訂『久留米藩旧家由緒書』91—2頁。
- 10) 河北八兵衛(享保期の当主)より大友家に書札、ことに音問として扇子代白銀壺包を贈った(前掲『校訂筑後国史』中巻、201頁)。
- 11) 以上は河北家系譜による。(本稿、末尾に所収)。
- 12) 秀村、前掲稿、302頁、第4表参照。
- 13) 同上、311—2頁参照。
- 14) 同上、312—3頁参照。
- 15) 伊東家文書、「系譜見合」(鹿児島県肝属郡高山町

伊東美津子氏蔵).

- 16) 享保5年6月「生葉郡山北村宗門御改人別帳」(河北昌輔家文書).
- 17) 文政8年6月「生葉郡山北村宗門御改人別帳」(同上).
- 18) 藁・竹・縄で海老の形を作り、台所の竈の上に吊っておく。稲作の予祝であろう。藁は苗代の苗を結ぶに適したと云われ、また苗代の規模によって海老の大きさも異なるといわれる。
- 19) 前掲、享保5年6月「生葉郡山北村宗門御改人別帳」.
- 20) 河北俊弼家文書.
- 21) たとえば「四兵へ内、老人男源六 日田郡□□村より1年切あらし召置巳ノ十二月ニ隙取帰参申候」(承応3年「生葉郡山北村五歳以上人数御改之御帳」.

河北昌輔家文書).

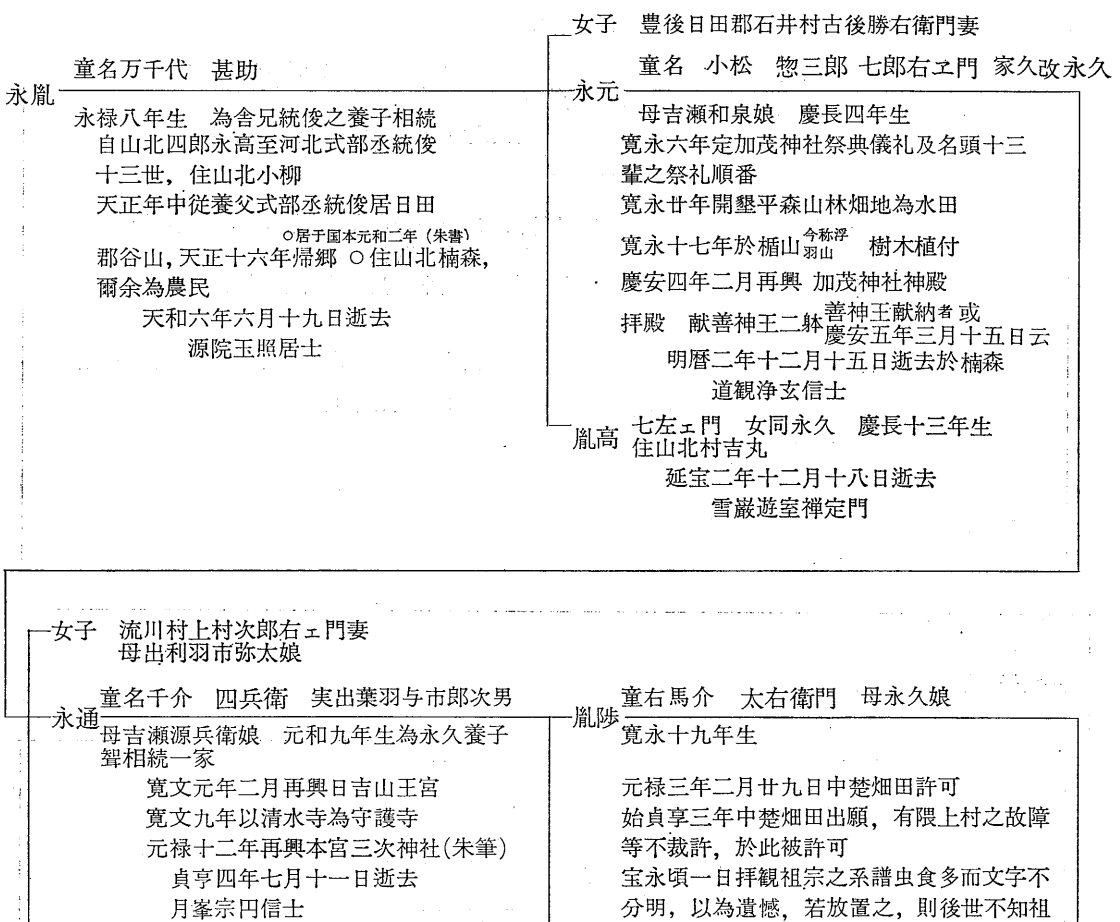
- 22) ここでは親方百姓のもとで分家や名子の家族をも含めた extend family を一応「家」と表現しておく。
- 23) 宗門人別改帳には稀に「下女」も記載されている。これは 荒子と対応する下女で、「下男下女」と併記された場合の下女とは異なると思われる。

後記

小稿は昭和51年度文部省科学研究費(総合研究A)による研究の一部である。

小稿の作成にあたっては、河北俊弼氏御夫妻、河北利子氏、河北昌輔氏、熊懷嘉文氏の御厚意によることが多かった。紙上を借りて心より感謝の意を表したい。

参考 河北家(本家)系図



—女子 河北七右衛門妻 母同永通妻 的庭善左門
 胤娘 伊兵衛 市郎左_エ門 母同永通妻
 胤久 寛永十七年五月十日生
 元禄十五年奉寄進隨身二軀于加茂宮神前
 宝永元年為清水禪刹觀音堂之再興；奉寄進白銀四百目余又為自身祠堂寄附白銀四百目余于清水寺常住
 宝永元年五月念五日逝去
 寂山海雲信士

宗之由緒，不顧鈍腕復写書留
 宝永二年寄進延喜式神祇部十卷唯一神道名法要集上下卷于加茂宮御宝前
 宝永三年寄附円鏡台廡俱于清水寺
 正德元年架欄干橋于清水寺泉水
 延宝五年十一月建鳥居一基于加茂宮御真前
 元禄三年定山北三社，立願者定河北大右衛門・江藤善右衛門
 正德二年四月廿日逝去
 一乘了因信士

胤般 童名八十郎 甚右_エ門 母同胤陟
 正保元年生
 天和年中再興三次神社
 正保二年二月晦日死
 春峯玄庵禪定門

—女子 田代新左衛門妻

—女子 早世

—女子 吉瀬理兵衛妻 素伯禪尼 寄附加茂神社篆額

永貞 童名吉次郎 四兵衛 五郎右衛門 七郎右衛門 八兵衛 胤直改永章復改永貞
 母森田六郎右衛門娘 寛文十二年四月廿八日生

宝永五年加茂神社前道筋架石橋，寄進金幣及燈籠壺双 加茂神社 山王神社
 正德四年七月再建加茂神社神殿再建主任
 享保五年再興清水寺建干楼門
 享保十一年三王宮改修石宝殿，大崇 敬神仏 編纂一家古文書之散逸，功劳不尠云
 享保五年 庚子自舊主大友因幡守從四位侍從源義閻公賜御判文
 河北名字之事先祖代々奉公筋目無紛者也。河北八兵衛依所望，為證據染筆者也
 享保五年二月廿日 義閻御判

(前幼)

最篤佛道白隱和尚古月和尚友善法號円爾了心居士者自隱和尚之贈号而所藩主大慈公所齋也。族榮齋又救燃室之法左_{了心居士}隱_{接所}号者古月和尚所命名也
 宝曆七年正月三日逝去
 圓爾了心居士

—女子 吉井町古賀平右衛門妻

—童形 又吉郎 早世

—女子 溝尻村古賀善次郎妻

永長 童名藤六 五郎右衛門 甚助 藤兵衛 七郎右衛門
 母竹野郡竹松村稻富吉右衛門娘 元禄十一年十一月五日生

延享二年十月修造賀茂神社前通敷石柵欄干橋
 享保十二年建立清水寺厨舎
 延享頃吉井大庄屋田代又左衛門惣代勤務，延享三年御巡見御役人通行之時，右用向等行屈御褒詞書附被下候，賞狀如左

吉井大庄屋田代又左_エ門惣代
 藤 兵 衛

近世後期筑後農村における豪農の生活慣行と家訓

右之者去秋巡見使御通ニ付、右御用向加役無滞相勤、跡調等今以心掛精出し候段相聞候。弥相働可相勤候

延享四年卯四月十五日

其方組惣代藤兵衛儀、別紙之通監物殿被仰渡候段、山北由膳御申聞候旨、粟生左大夫被申聞候条被得其意、可被申渡候以上

宝暦元年四月十九日

中 村 新 助

吉井大庄屋
田代又左エ門殿

田代弥仲惣代
藤 兵 衛

右之者農業精ヲ出シ当夏以来御改ニ付テハ諸上納心掛候段相聞候 依之金子百疋被降置候。未 十二月廿九日

宝暦四年筑後一円百姓一揆永長(難)虽嫌疑、未日首領捕縛服誅、永長等放免
永長在世中楚壘紛紜享保年中饑饉山北村民苦悶之處、能立官私之間講救助之策及一村一家其功多候

明和四年三月廿三日逝去

永心宗寿居士

- 童形 惣五郎 早世
- 永政 童名半六 平三郎 八郎右衛門
楠森名内別家 無子孫
- 永訓 童名佐六 與右衛門 高桶名別家為
子孫繁昌

- 童形 右馬形 早世
- 永采 童名小次郎 與左エ門 母溝口村田代
清次郎娘也 享保八年四月十七日生
文化五年十月廿八日逝去
大龍永園居士
- 女子 早世
- 女子 菅村中川清吉妻
- 女子 河北儀右衛門妻、舉一男離別、後嫁古川村
杵忠左衛門
- 永衛 熊治 元文四年生
宝暦五年八月五日死
雲山慈峰信士
- 永重 童名八五郎 太郎右衛門 永茂
母豊後日田郡石井村古後徳左衛門娘
寛延元年閏十月十四日生
文政二年十月廿一日逝去
義方道圓居士
- 童形 寅治 早世
- 童形 喜六 早世
- 女子 星野村土穴佐吉妻
- 女子 菅村中川清右衛門妻
- 永信 童名字吉 宇右衛門 楠森名内別戸
- 永房 童名兵吉 善助 吉廣名内別戸

- 女子 大石村石井利作妻
- 童形 早世
- 永邸 惣三郎 母竹野郡松門寺村行徳源助
娘也 安永三年三月十日出

先代家産空乏候、晝夕相繼勤勉之功遂至精餘米^{百石}五拾俵
天保四年金子拾兩献納。為御褒美古米式俵被下置
天保十年七月十六日逝去

精嶽壽進居士

永省 童名吉次郎 弥右衛門
高桶名 河北庄右衛門為養子

永清 忠吉 太八郎
文政三年五月病死 溪山涼泉信士

永好 童名 太市 母豊後国日田郡堂尾村
古後 與左衛門娘也 寛政八年五月生
(養)
有馬家臣甲木氏為頼子、奉仕三代、為先鋒步卒小頭
嘉永四年七月廿六日病死葬久留米法泉寺
寂叟智円信士

女子 早世

永孝 童名 嘉助 八兵衛 母同永好
文化元年十二月生

天保元年山北村々横目被仰付

天保元年十二月相続干時田畑三町五反五畝歩其外山林若干

天保四年十月献納金五拾兩被命即納スルニ依リ子孫ニ至ルマテ帯刀被許

天保六年十二月加茂神社拝殿再建ノ発願主トナリ十年八月廿七日落成

弘化四年正月久留米藩名君義源院殿御靈塔石運致ノ時糧食差出スニ由リ、四月褒美下渡サル

天保十三年五月七日猪勢吉息災延命祈禱ノ為メ、初穂米米壹俵加茂神社御宝前ニ寄進

尔後継続セリ

嘉永五年十二月十四日印銭方下改役被仰付

生葉郡山北村 八 兵 衛

右者印銭方下改役手形所共可被申附候。小脇差之儀ハ河内殿へモ相達候。右役相勤候内
小脇差被差許候条、此段可被申渡候以上

十二月十三日

岸 登
吉 田 久太夫
円 岡 一 學

右之通御申聞候条、誓詞之通改方入念可相勤候。依之御境目筋相廻等ノ節釘貫御紋附箱
提灯御免被仰付候ニ付、小振付提灯仕立印銭方下改役被仰付可相勤候。尤役筋ノ外決テ
相用間敷候事

月 日

池 田 喜八郎
田 中 清 兵 衛

嘉永六年十二月寄進鰯口干加茂宮宝前

安政元年清水寺観音堂へ稲葉田方老反五畝拾貳歩ヲ寄附ス

安政三年荒瀬石堰争論調和ス。前後七ヶ年斡旋不勤

油下裁判

生葉郡山北村 八 兵 衛

一金百疋

右之者掛油賣支配竹油屋共去卯年他領出油石高多ク有之候処、仕切金等速ニ令皆納、裁

判方行届尤之事二候、依之右之通被下義、以後猶更出精可被^命下候裁判之事
辰

安政四年閏五月清水寺ノ半鐘寄進シ、十一月弘化二年大檢以来中止ノ宮座ヲ開始ス
文久二年久留米領田畑五町以上ノ者取調ノ時廿六町余アリ。慶応四年七月廿一日逝去。
碑曰河北氏永孝者 號八兵衛。其先大藏姓山北四郎二十三代之裔胤也。天厚而救鰥寡孤独、家
富業盛正具楠森中興也。加之帶郡吏佩刀名冠州縣云々
謚仁嶺永孝居士

- 女子 早世
- 女子 早世
- 女子 早世
- 女子 早世
- 女子 早世
- 女子 早世

永榮 童名 猪勢吉 惣三郎 通称俊藏

母久保田伊作娘 天保十二年閏正月廿五日生

安政三年三月石燈籠兩基ヲ加茂神社寄進 (朱書)

文久元^辛年七月撫育地方大石村分古田壱町五反九畝余米献上、小脇差被差許候

文久三年^癸年三月村横目被仰付

□治元年九月三日印錢方下改役加役油下才判被仰付

生葉郡山北村 惣 三 郎

一金子貳百疋

右之者掛油賣支配竹油屋共去辰年他領出油石高多有之候處、仕切金速令皆納、裁判方行
届尤之事二候。依之左之通被降置候。以後猶更出精可令裁判候事

明治二年巳正月

生葉郡山北村 惣 三 郎

右之者成年以来数度施米貧人取救候志厚、追々被仰出置候御趣意ニ相叶ヒ奇特之事二候。
依之於在会所御調申上候事

元治元年十月十五日

河 北 俊 藏

右之者去ル巳年以来令施穀貧者相救候趣相聞奇特之事二候。依之御酒下賜之事

明治四年^辛年九月五日

其方儀本年八月廿日夜暴風雨之災罹候窮民共米貳斗六升五合繩貳把致施行候段篤志奇特
之事候。依之賞置

明治七年十二月

三瀨縣

明治九年十月廿七日山北村保長申附候事

第六調所

明治九年十月十日保長年番申附候事

佐々木区長

明治十三年五月十九日客年虎列拉病流行之際、同郡高見村貧困之者江米三斗五升与候
段奇特ニ付賞置候事

福 岡 縣

明治十四年十月廿日学校資トシテ金拾円拾五錢壱厘寄附候段奇特之事二候。依テ為具賞
木盃壱個下賜候事

福 岡 縣

明治十五年十一月大本山教会花園講社副社長委嘱

妙心寺跡管長大教正岡無学

明治十八年二月十七日 明治六年皇城炎上ニ付金拾貳錢五厘献納候段奇特ニ候事

宮 内 省

明治十八年三月十日山北村吉広宮園区長被申付
明治十八年三月十七日生葉郡新川村田籾ヲ經テ大分県柚木村ニ達スル里道筋橋梁買上費
トシテ金四円寄附候段奇特ニ候事 福岡県令從五位 岸 良 俊 介

明治十八年十一月十三日居村貧民救助トシテ米壹石四斗壹升四合東西限上村貧民救助ト
シテ米貳俵救与候段奇特ニ候事 福岡縣令從五位勲六等 岸 良 俊 介

明治十九年清水寺本堂再建主任トナリ□一年落成(朱書)
明治廿二年三月十二日加茂神社保教会起創委員長ニ推撰セラレ候事
加茂神社々務所

明治廿二年十一月八日大石村水災救助トシテ白米五斗貳升五合寄附候段奇特ニ候事
福岡県知事正四位勲六等 安 場 保 和

明治廿二年四月所得税調査ノ為メ所有地所反別左ノ如シ
反別六拾五町八反九畝廿七步
地価貳万七千五百四拾壹円八錢壹厘

明治廿三年十二月六日客年七月生葉・竹野二郡水災被害者救助トシテ金四円縣下被害者
ノ為メ米壹石五斗七升五合寄附候段奇特ニ候事 福岡県知事從三位勲六等 安 場 保 和

明治廿三年七月廿一日逝去
俊嶺永昌居士

明治廿四年四月村民有志相集リ楠森ニ於テ祭典ヲ施行セリ
明治三十年一月明治廿二年町村制實施以來、村治上尽力不鮮、依之村会ノ決議ヲ經英魂
ヲ慰スル為メ祭料トシテ金貳円寄贈候事 山春村長

故人永昌居士治産上ニ精勵セラレ楠森ノ家産ヲ増殖セラレタル以テ其如何ヲ察知スルニ
足ル。後世子孫敢テ其恩德ヲ忘ルヘカラス。明治廿四年五月不動産高ハ田畠山林反別七
拾貳町貳反八步地価貳万八千八百四拾三円三拾五錢八厘也。而シテ在世中災少ナカラス。
大石酒場荒瀬酒場ヲ焼失シ十五年ニハ我居宅ヲ焼失シ十五年家屋ヲ構築セラル。精勵ノ
一斑明々也。明治廿三年冬定米高千六百廿五俵 米五拾三俵三斗壹合 櫛壹万貳千余也

—女子 比呂 久保田又作へ養女 久保田宗吉母也

—女子 久留米螢川町
茂里 甲木新六妻

—永任 松四郎 敬作 嘉永二年八月廿九日生

(殉) 明治六年洵□隊編成ノ時常備隊ニ編入。同四年解隊。明治十三年七月田島山林反別日田
町定百拾余俵ヲ以テ東南屋敷へ別家。明治十九年千歳川漁魚組合取締トナリ、廿一年星
野道路開鑿委員ニ推撰セラレ、廿二年町村制施行ニ依リ村吏トナル

—正朗 外次郎 丈市 嘉永二年八月廿九日生

(業) 慶応元年十一月十九日下宮田村庄屋石野證七類子。慶応三年六月大庄屋石井籠次惣代被
仰付、郡政方下附属加役洵□隊引立方被仰付

近世後期筑後農村における豪農の生活慣行と家訓

